

令和3年9月9日（木）

保護者様

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

新型コロナウイルス感染症に伴う9月13日以降の市立小中学校の教育活動について

平素より、本市学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、市立小中学校においては、慎重に2学期を開始するため、9月10日（金）まで午前中日課とするとともに、感染防止対策を強化した上で、教育活動を行っているところです。保護者の皆様には、お子様の健康管理等、ご協力いただきありがとうございます。

9月13日（月）からの教育活動につきましては、現在の本市の感染状況及び児童生徒の学びの保障の観点等を踏まえ、下記の通り実施しますので、引き続き、ご家庭における健康観察の実施等も含め、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染拡大の状況等により、臨時休業等、急な対応の変更等を行う場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

記

1. 学校における教育活動について

① **9月13日（月）から通常日課とします。**

- ② 引き続き、感染拡大のリスクが高い学校行事等は実施しないなど、感染防止対策を徹底し、段階的に教育活動の通常化を図ります。
- ③ 9月26日（日）までの間に予定していた運動会や修学旅行、校外学習等は延期します。
- ④ 運動会、体育大会、文化祭等に係る集団としての練習及び部活動は、9月20日（月：祝日）まで実施しません。9月21日（火）以降、分散、学年別等の措置を講じて段階的に実施可能とする予定です。（今後の感染状況等を踏まえて判断します。）

※時間割や学校行事等の詳細については、各校からお知らせいたします。

2. 保護者の皆様にご協力いただきたいことについて

- ① 登校前には、ご家庭において、検温するとともに健康観察を徹底してください。そのうえで、本人の発熱や風邪症状はもとより、同居の家族に同様の症状が見られる場合にも登校は控えてください。なお、感染不安により登校を見合わせる場合についても、「欠席扱い」とはなりませんので、その旨お申し出ください。
- ② 本人または家族がPCR検査等を受検する時、検査結果が判明した時、また、濃厚接触者等に特定された場合には、感染拡大防止の観点から、必ず学校に連絡を入れていただきますようお願いいたします。
- ③ ご家庭においても、手洗い、うがいの励行等により、引き続き感染予防に努めてください。なお、マスクについては、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクとされていますので、参考にしてください。
- ④ 児童生徒等の感染が判明した場合の臨時休業について、文部科学省のガイドラインを踏まえ、別紙の通り、これまでの学年単位の臨時休業から学級単位の臨時休業とするなど、本市のガイドラインを改定しましたのでご確認をお願いいたします。9月13日（月）から適用します。

大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が 確認された場合の対応ガイドライン

本ガイドラインは、文部科学省のガイドラインを踏まえ、大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について、基本的な方針を示すものです。

なお、感染確認時の状況等により、本ガイドラインのみに拠ることなく、適宜、臨時休業の範囲や期間等を決定することがあります。

1. 学級閉鎖

児童生徒等の感染が確認された場合、原則として、当該児童生徒等が在籍する学級（以下「当該学級」という。）を対象に、以下のとおり学級閉鎖を行います。

ただし、感染確認時の状況等により、感染が確認されても学級閉鎖を行わないことがあります。

(1) 保健所の調査に必要な期間

感染の確認に伴い、保健所の調査が実施され、濃厚接触者等の特定が行われます。

この調査に時間を要することが見込まれる場合は、「当該学級」を対象に「感染確認の翌日1日程度」を学級閉鎖とします。

ただし、保健所の調査の進捗によって、期間の短縮又は延長を行う場合があります。

(2) 検査結果の確認・全体像の把握までの期間

保健所の調査により、「当該学級」において、濃厚接触者等が2名以上特定された場合は、その検査結果の確認等を行うため、「当該学級」を対象に「感染を確認した翌日から5日程度」を学級閉鎖とします。

この際、上記(1)により、保健所の調査のための期間として既に学級閉鎖を行っている場合は、実施済みの閉鎖期間を加えて、合計5日程度の学級閉鎖とします。

(例：(1)の調査で既に1日学級閉鎖している場合、4日延長して、合計5日の閉鎖とします)

なお、濃厚接触者等の検査の進捗によって、学級閉鎖の期間の延長を行う場合があります。

(3) 学級再開の基本的な考え方

ア. 新たな感染者が確認されなかった場合

保健所の調査により濃厚接触者等に特定された他の児童生徒等に、新たな感染者が確認されなかった場合は、原則として、(2)の学級閉鎖期間(5日程度)が経過した後に、「当該学級」の教育活動を再開します。

ただし、「当該学級」に風邪等の症状がある児童生徒等が複数いる場合は、学級閉鎖の期間延長を検討します。

イ. 新たな感染者が確認された場合

検査の結果、「当該学級」において、新たな感染者が1名以上確認された場合は、(2)の学級閉鎖期間(5日程度)に加え、引き続き2日程度の学級閉鎖を行います。

この場合の学級再開については、再度の保健所による調査を踏まえ、適切な時期を決定します。

2. 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

3. 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。